

【改正後全文】

一 部 改 正

厚生労働省発雇児0526第3号  
平成26年5月26日  
厚生労働省発雇児1219第2号  
平成26年12月19日  
厚生労働省発雇児0311第11号  
平成28年3月11日  
厚生労働省発雇児0711第1号  
平成28年7月11日  
厚生労働省発子0329第11号  
平成30年3月29日  
厚生労働省発子1108第2号  
平成30年11月8日  
厚生労働省発子1227第1号  
令和元年12月27日

都道府県知事  
各 保健所設置市市長 殿  
特別区区長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

未熟児養育医療費等の国庫負担について

未熟児養育医療費国庫負担金、結核児童療育費国庫負担金及び結核児童日用品費等国庫負担金（以下「未熟児養育医療費等国庫負担金」という。）の交付については、別紙「未熟児養育費等国庫負担金交付要綱」により行うこととされ、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健衛生費等の国庫負担（補助）について（平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号厚生労働事務次官通知）は、廃止する。

未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱

(通則)

- 1 未熟児養育医療費国庫負担金、結核児童療育費国庫負担金及び結核児童日用品費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法（昭和40年法律第141号）、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この負担金は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行うとともに、結核児童に対して療育の給付を行い、もって児童の福祉を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

- 3 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 養育医療給付事業  
母子保健法第20条の規定により、市（区）町村（市町村及び特別区をいう。以下同じ。）が行う養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。
  - (2) 結核児童療育給付事業  
児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。
  - (3) 結核児童日用品費等給付事業  
児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第20条の規定により、市（区）町村が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。

(交付額の算定方法)

- 4 この負担金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。
  - (1) 3の(1)の事業
    - ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額から5に定める徴収基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
  - (2) 3の(2)の事業
    - ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額

を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から 6 に定める徴収基準額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(3)の事業

ア 別表 3 の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

5 母子保健法第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第 21 条の 4 第 1 項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表 1 の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

6 児童福祉法第 20 条の規定による療育の給付に要する費用につき、同法第 56 条第 2 項の規定により、本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表 2 の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものであること。

(交付の条件)

7 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表 3 の区分間の経費の配分変更は、してはならないものとする。
- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

8 (1) 都道府県知事は、この負担金の交付を受けるため、別紙様式第 2 - 1 による申請書を毎年度 7 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）及び特別区を除く。以下同じ。）は、この負担金（養育医療費及び結

核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。)の交付を受けるため、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第2-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 保健所設置市及び特別区の長は、この負担金の交付を受けるため、別紙様式第2-2により申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

9 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

#### (交付決定の通知)

10 都道府県知事は、市町村分に係る未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

#### (交付決定を行うまでの標準的期間)

11 厚生労働大臣は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

#### (概算払)

12 厚生労働大臣は、この負担金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

#### (実績報告)

13 (1) 都道府県知事は、この負担金の事業実績報告について、翌年度6月末日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-1による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長は、この負担金(未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。)の事業実績報告について、都道府県知事が定める日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-3を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第3-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 保健所設置市及び特別区の長は、この負担金の事業実績報告について、翌年度6月末日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1

か月を経過した日)までに別紙様式第3-2による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(国庫負担金の額の確定の通知)

- 14 都道府県知事は、市町村分に係る未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 16 特別の事情により、4、8、9及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1 徴収基準額表（養育医療給付事業）

階層 区分	世帯の階層の区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	円 所得割の年額 15,000円以下 15,001～ 21,000 21,001～ 51,000 51,001～ 87,000 87,001～ 171,300 171,301～ 252,100 252,101～ 342,100 342,101～ 450,100 450,101～ 579,000 579,001～ 700,900 700,901～ 849,000 849,001～ 1,041,000 1,041,001～1,222,500 1,222,501～1,423,500 1,423,501円以上	D1 7,900 D2 10,800 D3 16,200 D4 22,400 D5 34,800 D6 49,400 D7 65,000 D8 82,400 D9 102,000 D10 123,400 D11 147,000 D12 172,500 D13 199,900 D14 229,400 D15 全額	790 1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 左の徴収基準額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>4 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>5 徴収月額の決定の特例 (1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（（2）による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。 (2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D15階層を除く。）</p>			

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 児童に民法（明治29年法律第89号。以下「民法」という。）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

## 6 世帯階層区分の認定

### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。

### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼のため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

9 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

10 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（1）又は（3）に該当する場合にあつては26万円を、（2）に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

(2) （1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記の（1）から（3）までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（別紙様式第4（様式例）参照）を提出するものとする。

別表2 徴収基準額表（結核児童療育給付事業）

階層 区分	世帯の階層の区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,200	220
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			4,500	450
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	円 所得割の年額 3,000円以下 3,001～ 5,800 5,801～ 8,700 8,701～ 13,000 13,001～ 17,400 17,401～ 22,400 22,401～ 28,200 28,201～ 58,400 58,401～ 75,000 75,001～ 96,600 96,601～ 121,800 121,801～ 175,500 175,501～ 221,100 221,101～ 380,800 380,801～ 549,000 549,001～ 579,000 579,901～ 700,900 700,901～ 849,000 849,001～ 1,041,000 1,041,001以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20	5,800 6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全 額	580 690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の徴収基準額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
備考	<p>1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>2 徴収月額の決定の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>イ 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割計算によって決定する。</p> <p style="text-align: center;">その月の入院（通院）期間</p> <p style="text-align: center;">基準月額 × <math>\frac{\quad}{\quad}</math></p> <p style="text-align: center;">その月の実日数</p> <p>ウ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>エ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p>				

	<p>のとする。</p> <p>3 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則</p> <p>世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得割等の課税の有無により行うものである。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第 877 条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。</p> <p>ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期</p> <p>毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。</p> <p>4 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、都道府県、指定都市又は中核市が徴収する額は、都道府県、指定都市又は中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額をこえないものであること。</p> <p>5 徴収金基準額の特例</p> <p>災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p> <p>6 平成 30 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると都道府県知事等が認めた世帯についても、A 階層と同様の取扱いとすること。</p> <p>7 次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得金額の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（１）又は（３）に該当する場合にあっては 26 万円を、（２）に該当する場合にあっては 30 万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、（１）又は（３）に該当する場合にあっては 27 万円を、（２）に該当する場合にあっては 35 万円を控除するものとする。</p> <p>(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（２）に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) （１）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの</p> <p>(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの</p> <p>なお、上記の（１）から（３）までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（別紙様式第 4（様式例）参照）を提出するものとする。</p>
--	---

別表 3

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担率
------	------	-------	--------	-------

未熟児 養育医 療費等 負担金	養育医療 費（移送を 除く。）	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療（移送を除く。）に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	療育の給 付費（学習 品・日用品 の給付を 除く。）	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 （1）第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額の実支出額 （2）第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあつては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付（学習品・日用品の給付を除く。）に必要な需用費（消耗品費）、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1
結核児 童日用 品費等 国庫負 担金	結核児童日 用品費等の 給付	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額 （1）学習品費 ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数 イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数 （2）日用品費 児童1人につき 18,510円 × 給付月数 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあつては、市（区）町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	結核児童日用品費等の給付に必要な需用費（消耗品費）、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

## 令和 年度 未熟児養育医療費等国庫負担金調書

補助事業者名

国		地 方 公 共 団 体								備 考	
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 国 庫 負 担 金 相 当 額	支 出 済 額		う ち 国 庫 負 担 金 相 当 額
母子保健衛生対策費	円			円	円		円	円	円	円	
16 母子保健衛生医療費 負担金											
16 結核児童日用品費等 負担金											

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては款、項、目、節を、歳入にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。  
 なお、歳出にあつては経費の配分を目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

なお、未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費については、管内市町村分について、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- |   |                |       |   |  |   |
|---|----------------|-------|---|--|---|
| 1 | 申請額            |       | 金 |  | 円 |
|   | 未熟児養育医療費等国庫負担金 | 都道府県分 | 金 |  | 円 |
|   |                | 市町村分  | 金 |  | 円 |
|   | 結核児童日用品費等国庫負担金 | 都道府県分 | 金 |  | 円 |
|   |                | 市町村分  | 金 |  | 円 |
- 
- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 2 | 国庫負担金所要額総括表 | [様式 1-1] |
|---|-------------|----------|
- 
- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| 3 | 国庫負担金所要額調 | [様式 2-1] |
|---|-----------|----------|
- (注1 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)
- 
- |   |                 |        |
|---|-----------------|--------|
| 4 | 国庫負担金所要額市町村別内訳書 | [様式 3] |
|---|-----------------|--------|
- (注2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ添付すること。)
- 
- |   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 5 | 添付書類                 |  |
|   | (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 |  |
|   | (2) その他参考資料          |  |

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

保健所設置市市長  
特別区区长 印

令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- |   |                |   |   |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 申請額            | 金 | 円 |
|   | 未熟児養育医療費等国庫負担金 | 金 | 円 |
|   | 結核児童日用品費等国庫負担金 | 金 | 円 |
- 
- |   |             |  |          |
|---|-------------|--|----------|
| 2 | 国庫負担金所要額総括表 |  | [様式 1-1] |
|---|-------------|--|----------|
- 
- |   |                                   |  |          |
|---|-----------------------------------|--|----------|
| 3 | 国庫負担金所要額調                         |  | [様式 2-1] |
|   | (注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。) |  |          |
- 
- |   |                      |
|---|----------------------|
| 4 | 添付書類                 |
|   | (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 |
|   | (2) その他参考資料          |

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 

令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	申請額	金	円
	未熟児養育医療費等国庫負担金	金	円
	結核児童日用品費等国庫負担金	金	円

2 国庫負担金所要額総括表 [様式 1-2]

3 国庫負担金所要額調 [様式 2-2]  
(注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)

- 4 添付書類
- (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
  - (2) その他参考資料

令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事 印

1 この負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「未熟児養育医療費等の国庫負担について」（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号）の別紙「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」の3に定める事業であり、その内容は令和 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりである。  
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは別に通知するところによるものとする。

	事業に要する経費	負担金の額
未熟児養育医療費等国庫負担金	金 円	金 円
結核児童日用品費等国庫負担金	金 円	金 円

3 この負担金の額の確定は、交付要綱の4に定める算定方法により行うものである。

4 この負担金は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の13に定めるところにより行わなければならない。

6 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金に係る事業実績を次のとおり報告する。

なお、未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担機の未熟児移送費については、管内市町村分について、事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- |       |                      |   |   |
|-------|----------------------|---|---|
| 1 精算額 |                      | 金 | 円 |
|       | 未熟児養育医療費等国庫負担金 都道府県分 | 金 | 円 |
|       | 市町村分                 | 金 | 円 |
|       | 結核児童日用品費等国庫負担金 都道府県分 | 金 | 円 |
|       | 市町村分                 | 金 | 円 |
- 2 国庫負担金精算額総括表 [様式 4-1]
- 3 国庫負担金精算額調 [様式 5-1]  
(注1 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
- 4 国庫負担精算額市町村別内訳書 [様式 6]  
(注2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ該当。)
- 5 添付書類
- (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
  - (2) その他参考資料

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

保健所設置市市長  
特別区区長



令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- |   |                |   |   |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 精算額            | 金 | 円 |
|   | 未熟児養育医療費等国庫負担金 | 金 | 円 |
|   | 結核児童日用品費等国庫負担金 | 金 | 円 |
- 2 国庫負担金精算額総括表 [様式 4-1]
- 3 国庫負担金精算額調 [様式 5-1]  
(注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本  
(2) その他参考資料

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- |   |                |   |   |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 精算額            | 金 | 円 |
|   | 未熟児養育医療費等国庫負担金 | 金 | 円 |
|   | 結核児童日用品費等国庫負担金 | 金 | 円 |
- 2 国庫負担金精算額総括表 [様式 4-2]
- 3 国庫負担金精算額調 [様式 5-2]  
(注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本  
(2) その他参考資料

令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金交付額確定通知書

市町村名

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付決定された令和 年度未熟児養育医療費等国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付額を下記のとおり確定されたので通知する。

(なお、確定の結果超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還するよう命ぜられたので併せて通知する。)

[また、確定の結果不足となる金額については、追加交付することに決定されたので、併せて通知する。]

令和 年 月 日

都道府県知事 印

記

未熟児養育医療費等国庫負担金	交付確定額	金	円
	(返還額)	金	円)
	[追加交付額	金	円]
結核児童日用品費等国庫負担金	交付確定額	金	円
	(返還額)	金	円)
	[追加交付額	金	円]

※ ( ) 内は返還が生じる場合

※ [ ] 内は追加交付が生じる場合

養育医療給付事業  
結核児童療育給付事業 寡婦（夫）みなし適用申請書（様式例）

〇〇都道府県知事（〇〇市町村長） 殿

申請者氏名：〇〇〇〇印  
子の名前：〇〇〇〇  
住所：〇〇市〇〇

私は、  
養育医療給付事業  
結核児童療育給付事業 利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請致します。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】

- ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの
- ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

（注1）「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、本事業の利用日が1月から6月の場合は、前々年の所得となります。

（注2）「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

- (1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書  
(2) その他事業実施主体である都道府県（市町村）が必要と認めるもの

【注意事項】（申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。）

- ・事業実施主体である都道府県（市町村）が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。
- ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について、全額返還いただくこととなります。

様式 1 - 1 国庫負担金所要額総括表

都道府県(保健所設置市、特別区)名

区 分	種 目	国庫負担基本	要国庫負担	備 考
		額	額	
未熟児養育 医療費等国 庫負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小 計	0	0	
結核児童口 用品費等負 担金	結核児童日用品費等			
	未熟児移送費			
	小 計	0	0	
合 計		0	0	

(注)・国庫負担基本額欄には、様式 2-1 の各表の国庫負担基本額を記載すること。

様式 2-1 国庫負担金所要額調

種 目	対象経費の 支出予定額 ①	寄 付 金 その他の 収入 額 ②	差 引 額 (①-②) ③	基 準 額 ④	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤	都道府県(保健所設置市・特別区)名			備 考
						交付差額5及 び6に定める 徴収基準額 ⑥	国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦	要国庫負担額 (⑦×1/2) ⑧	
養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
療育の給付費									
結核児童日用品費等									
未熟児移送費									

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表 1 養育医療費所要額明細表

区 分	対象経費の 支出予定額 ①	基 準 額			備 考
		費用総額 ②	控 除 額 (医療保険各 法負担額)③	差 引 額 (②-③) ④	
医 療 費	円	円	円	円	
看護料					
計					

(注) 都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表 2 療育の給付費所要額明細表

区 分	対象経費の 支出予定額 ①	基 準 額				備 考
		費用総額			控 除 額 (医療保険各 法負担額)③	
	円	員 数	単 価	金 額 ②		円
医 療 費		人	円	円	円	円
移 送 費 等						
計						

別表 3 結核児童日用品費等所要額明細表

区 分	対象経費の 支出予定額 ①	基 準 額				備 考
		費用総額			控 除 額 (医療保険各 法負担額)③	
	円	員 数	単 価	金 額 ②		円
日 用 品 費		月	円	円		円
学 習 品 費						
未 熟 児 移 送 費						
計						

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

様式3 国庫負担金所要額市町村別内訳書

市町村名		区分	都道府県名							備考	
			対象経費の 支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤	交付要綱5及 び6に定める 徴収基準額 ⑥	国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦		要国庫負担 額 (⑦×1/2) ⑧
〇〇市	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費										
	計										
●●町	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費										
	計										
~~~~~											
合計 〔市町村〕	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費										
	計										

(注) ・この表は、市町村長から提出された様式2-2による所要額に基づいて作成すること。  
 ・合計欄には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

様式 1 - 2 国庫負担金所要額総括表

市町村名				
区 分	種 目	国庫負担基本額	要国庫負担額	備 考
未熟児養育医療費等国庫負担金	養育医療費	円	円	
結核児童日用品費等負担金	未熟児移送費	0	0	
合 計				

(注) 国庫負担基本額欄には、様式 2 - 2 の国庫負担基本額を記載すること。

様式 2 - 2 国庫負担金所要額調

市町村名									
種 目	対象経費の支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差 引 額 (①-②) ③	基 準 額 ④	選定額(③と④のいずれか少ない方の額) ⑤	交付要綱5及び6に定める徴収基準額 ⑥	国庫負担基本額(⑤-⑥) ⑦	要国庫負担額(⑦×1/2) ⑧	備 考
養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
未熟児移送費							0	0	

別表 1 養育医療費所要額明細表

市町村名					
区 分	対象経費の支出予定額 ①	基 準 額			備 考
		費用総額 ②	控 除 額 (医療保険各法負担額) ③	差 引 額 (②-③) ④	
医 療 費	円	円	円	円	
看 護 料					
計					

別表 2 結核児童日用品費等所要額明細表

市町村名						
区 分	対象経費の支出予定額 ①	基 準 額				備 考
		費 用 総 額		控 除 額 (医療保険各法負担額) ③	差 引 額 (②-③) ④	
		員 数	単 価 金額 ②			
未 熟 児 移 送 費	円	円	円	円	円	円

様式 4-1 国庫負担金精算額総括表

区 分	種 目	都道府県（保健所設置市・特別区）名				備 考
		要国庫負担額 ①	交付決定額 ②	国庫負担金 受入額 ③	差引過 (△) 不足 額 (③-①) ④	
未熟児養育医療 費等国庫負担金	養育医療費 療育の給付費					
	小 計	0	0	0	0	
結核児童日用品 費等負担金	結核児童日用品費等 未熟児移送費					
	小 計	0	0	0	0	
	合 計	0	0	0	0	

(注) 要国庫負担額欄には、様式 5-1 及び様式 6 の各表の要国庫負担額を記載すること。

様式 5-1 国庫負担金精算額調

種 目	対象経費の 実支出額 ①	寄 付 金 その他の 取 入 額 ②	差 引 額 (①-②) ③	基 準 額 ④	選定額 (③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤	交付要綱 5 及 び 6 に定める 徴収基準額 ⑥	国庫負担基本 額 (⑤-⑥) ⑦	要国庫負担 額 (⑦×1/2) ⑧	備 考
養育医療費									
療育の給付費									
結核児童日用品費等									
未熟児移送費									

別表 1 養育医療費精算額明細表

区 分	対象経費の 実支出額 ①	基 準 額			備 考
		費用総額 ②	控 除 額 (医療保険各 法負担額) ③	差 引 額 (②-③) ④	
医 療 費					
看 護 料					
計					

(注) 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表2 養育医療費事業等実施状況

1 費用徴収状況

		都道府県（保健所設置市・特別区）名										
階層区分		A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7
給付実人員(人)												
給付延件数(件)												
給付延日数(日)												
加算基準額適用日数(日)												
階層区分		D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	計①	給付実人員のうち前年度より引き続き給付を受けた人員②		
給付実人員(人)										人		
給付延件数(件)												
給付延日数(日)												
加算基準額適用日数(日)												

- (注) 1 階層区分は交付要綱の5に定める「徴収基準額表」によるものであること。  
 2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により国庫負担の対象となった人員を各階層別に記載すること。  
 なお、該当する階層が給付途中で変更となった場合であっても、当初認定の階層により記載すること。  
 3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準加算月額適用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。  
 4 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

2 未熟児養育医療の指定医療機関の現状

区分	指定養育医療機関数	養育医療のための収容定員総数
病院	力所	人
診療所		
薬局		

3 出生時の体重の状況

出生時の体重	計						
	1,000g以下	1,001g以上1,500g以下	1,501g以上1,800g以下	1,801g以上2,000g以下	2,001g以上2,300g以下	2,301g以上2,500g以下	2,501g以上
新規給付決定実人員	人	人	人	人	人	人	人

(注) 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

(注) 都道府県、指定都市、中核市について厚生労働大臣が指定するものを管内の数について記載すること。

別表3 療育の給付費精算額明細表

区分	対象経費の実支出額①	基準額				控除額(医療保険各法負担額)③	差引額(②-③)④	備考
		費用総額		金額	金額			
		員数	単価					
医療費	円	人	円	円	円	円		
移送費等								
計								

別表4 結核児童日用品費等精算額明細表

区分	対象経費の実支出額①	基準額				控除額(医療保険各法負担額)③	差引額(②-③)④	備考
		費用総額		金額	金額			
		員数	単価					
日用品費	円	月	円	円	円	円		
学習品費								
未熟児移送費								
計								

様式6 国庫負担金所要額市町村別内訳書

市町村名		区分	都道府県名								備考	
			対象経費の 実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤	交付要綱5及 び6に定める 徴収基準額 ⑥	国庫負担基 本 額(⑤-⑥) ⑦	要国庫負担 額 (⑦×1/2) ⑧		
○市	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費											
	計											
●町	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費											
	計											
~~~~~												
合計 ○市 ●町 市町村	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費											
	計											

(注) ・この表は、市町村長から提出された様式2-2による所要額に基づいて作成すること。  
 ・合計欄には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

様式4-2 国庫負担金精算額総括表

区 分	市町村名				備 考
	要国庫負担額 ① 円	交付決定額 ② 円	国庫負担金 受入額 ③ 円	差引過(△) 不足額 (③-①) ④ 円	
養育医療費					
未熟児移送費					
合 計					

(注) 1 要国庫負担額様式5-2の各表の要国庫負担額を記載すること。

様式5-2 国庫負担金精算額調

種 目	市町村名								備 考
	対象経費の 実支出額 ① 円	寄 付 金 その他の 収 入 額 ② 円	差 引 額 (①-②) ③ 円	基 準 額 ④ 円	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤ 円	交付要綱5及 び6に定める 徴収基準額 ⑥ 円	国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦ 円	要国庫負担額 (⑦×1/2) ⑧ 円	
養育医療費									
未熟児移送費				2					

別表1 養育医療費精算額明細表

区 分	対象経費の 実支出額 ① 円	基 準 額			備 考
		費用総額 ② 円	控 除 額 (医療保険各 法負担額)③ 円	差 引 額 (②-③) ④ 円	
医 療 費					
看 護 料					
計					

別表2 養育医療費事業等実施状況

1 費用徴収状況

市町村名

階層区分	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7
給付実人員(人)											
給付延件数(件)											
給付延日数(日)											
加算基準額適用日数(日)											

階層区分	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	計 ①	給付実人員のうち前年度より引き続き給付を受けた人員 ② 人
給付実人員(人)									
給付延件数(件)									
給付延日数(日)									

(注) 1 階層区分は交付要綱の5に定める「徴収基準額表」によるものであること。

2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により国庫負担の対象となった人員を各階層別に記載すること。

なお、該当する階層が給付途中で変更となった場合であっても、当初認定の階層により記載すること。

3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準加算月額を適用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。

2 出生時の体重の状況

出生時の体重	1,000g以下	1,001g以上 1,500g以下	1,501g以上 1,800g以下	1,801g以上 2,000g以下	2,001g以上 2,300g以下	2,301g以上 2,500g以下	2,501g以上	計 (1の①-②)
新規給付決定実人員	人	人	人	人	人	人	人	人

別表3 結核児童日用品費等精算額明細表

市町村名

区分	対象経費の実支出額 ① 円	基準額			控除額 (医療保険各 法負担額)③ 円	差引額 (②-③) ④ 円	備考 円
		費用総額		金額 ② 円			
		員数	単価				
未熟児移送費				2	2		
計				2	2		